

令和7年度 指名停止通知済業者一覧表(1)

会 社 名 本 社 所 在 地	指 名 停 止 期 間	指名停止地域	指 名 停 止 理 由
1 株式会社NIPPO 東京都中央区	自 令和7年4月11日 至 令和7年8月10日 (4ヶ月間)	管内全域	株式会社NIPPOは、東京航空局が令和4年度に発注した「東京国際空港A誘導路等舗装改修工事」の舗装工において、設計図書で指定したアスファルト合材と異なる再生骨材が混入したアスファルト合材を使用したことが判明した。 措置要領別表第 1 第2号 (過失による粗雑工事) 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
2 鹿島道路株式会社 東京都文京区	自 令和7年4月11日 至 令和7年7月10日 (3ヶ月間)	管内全域	鹿島道路株式会社は、北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、過失による粗雑工事を行っていたことや、他社が受注した関東・北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、契約図書や当該受注者の指定と異なるアスファルト合材の出荷や事実と異なる出荷伝票が、社内において容認されていたことが発覚した。 措置要領別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
3 丸和工業株式会社 埼玉県北本市	自 令和7年4月25日 至 令和7年5月8日 (2週間)	関東・甲信越	丸和工業株式会社は、令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故が発生させた。 この件について、同社及び同社使用人は、令和6年11月12日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 措置要領別表第 1 第8号 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)
4 郷土建設株式会社 北海道恵庭市	自 令和7年5月16日 至 令和7年7月15日 (2ヶ月間)	関東・甲信越	郷土建設(株)は当局発注の「新千歳空港事務所庁舎改修工事」の入札において、調査資料を期限までに作成・提出できないことを理由に低入札価格調査を辞退した。 措置要領別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
5 日精株式会社 東京都港区	自 令和7年6月20日 至 令和7年8月19日 (2ヶ月間)	管内全域	公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
6 住友重機械搬送システム株式会社 東京都品川区	自 令和7年6月20日 至 令和7年8月19日 (2ヶ月間)	管内全域	公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
7 IHI運搬機械株式会社 東京都中央区	自 令和7年6月20日 至 令和7年8月19日 (2ヶ月間)	管内全域	公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
8 新明和工業株式会社 兵庫県宝塚市	自 令和7年6月20日 至 令和7年8月19日 (2ヶ月間)	管内全域	公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
9 フジバスク株式会社 東京都世田谷区	自 令和7年6月20日 至 令和7年10月19日 (4ヶ月間)	管内全域	公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
10 関電ファシリティーズ株式会社 大阪府大阪市	自 令和7年7月4日 至 令和7年10月3日 (3ヶ月間)	管内全域	関電ファシリティーズ株式会社は、大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反し技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによつて不正に資格(1級電気工事施工管理技士)を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして大阪府より11日間の営業停止処分を受けた。 措置要領別表第 2 第14号イ (建設業法違反行為)
11 大成産業株式会社 青森県青森市	自 令和7年7月4日 至 令和7年10月3日 (3ヶ月間)	管内全域	大成産業(株)の代表取締役及び社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業に対し下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和7年4月26日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。 措置要領別表第 2 第3号イ (贈賄)

12	パナソニック株式会社 大阪府門真市	自 令和7年7月18日 至 令和7年8月17日	関東・甲信越	パナソニック株式会社は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長から監督処分(指示)を受けた。 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為)
13	パナソニック産機システムズ株式会社 東京都墨田区	自 令和7年7月18日 至 令和7年9月17日	東北及び関東・甲信越	パナソニック産機システムズ株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長より監督処分(営業停止22日間)を受けた。 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為)
14	パナソニック関東設備株式会社 群馬県前橋市	自 令和7年7月18日 至 令和7年9月17日	関東・甲信越	パナソニック関東設備株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長より監督処分(営業停止22日間)を受けた。 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為)
15	パナソニックマーケティングジャパン株式会社 大阪府大阪市	自 令和7年7月18日 至 令和7年10月17日	管内全域	パナソニックマーケティングジャパン株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長から監督処分(営業停止22日間)を受けた。 また、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、同日、関東地方整備局長から監督処分(指示)を受けた。 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為)
16	パナソニック環境エンジニアリング株式会社 大阪府吹田市	自 令和7年7月18日 至 令和7年10月17日	管内全域	パナソニック環境エンジニアリング(株)は、施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。 当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局長より指示処分及び営業停止処分(22日間)を受けた。 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為)
17	パナソニックEWエンジニアリング株式会社 大阪府大阪市	自 令和7年7月18日 至 令和7年8月17日	関東・甲信越	パナソニックEWエンジニアリング(株)は、施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。 当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者として配置していたことが確認された。 このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より指示処分及び営業停止処分(22日間)を受けた。 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為)
18	ランゲート株式会社 京都府京都市	自 令和7年7月28日 至 令和7年8月27日	関東・甲信越	ランゲート(株)の元社長及び元役員は、令和4年4月、厚生労働省から同社が令和3年度に受託した「就業環境整備・改善支援事業」の費用を増加して同省に報告し、概算払いで事前に受け取った委託費3億6300万円のうち、返金すべき余剰金約4160万円を詐取した疑いがあると、令和7年6月11日、詐欺容疑で警視庁に逮捕された。 措置要領別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
19	多野産業株式会社 群馬県藤岡市	自 令和7年8月8日 至 令和7年11月7日	管内全域	多野産業(株)の代表取締役は、令和6年6月ごろ、群馬県藤岡市が発注した公共工事の一般競争入札を巡り、非公開の最低制限価格を藤岡市副市長から入手したとして、令和7年5月13日、群馬県警察に官製談合防止法違反と公契約関係競争入札妨害の疑いで逮捕された。 措置要領別表第 2 第10号 (公契約関係競争入札妨害又は談合)
20	株式会社グンエイ 群馬県太田市	自 令和7年8月8日 至 令和7年11月7日	管内全域	株式会社グンエイの専務取締役は、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自分たちに有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警合同捜査本部に公契約関係競争入札妨害の容疑で逮捕され、かつその後令和7年7月9日、さいたま地方検察庁に公契約関係競争入札妨害の罪で起訴された。 措置要領別表第 2 第10号 (公契約関係競争入札妨害又は談合)

21	関東建設工業株式会社 群馬県太田市	自 令和7年8月8日 至 令和7年10月7日	関東・甲信越	関東建設工業株式会社の営業部長は、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自分たちに有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、かつその後令和7年7月9日、さいたま地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。 措置要領別表第 2 第8号イ (公契約関係競売等妨害又は談合)
22	株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ 東京都港区	自 令和7年9月5日 至 令和7年11月4日	管内全域	(株)ADKマーケティング・ソリューションズは、公正取引委員会により、令和7年6月23日、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として排除措置命令が行われた旨公表された。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
23	株式会社小又建設 青森県上北郡	自 令和7年9月5日 至 令和7年10月4日	東北	株式会社小又建設の取締役副社長が、福島県耶麻郡磐梯町の太陽光発電所の造成工事で発生した木くず約56.3トンを敷地内に不法に投棄したとして、令和7年7月2日、猪苗代警察署に廃棄物処理法違反の疑いで逮捕された。 措置要領別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
24	大館桂工業株式会社 秋田県大館市	自 令和7年9月5日 至 令和7年10月4日	東北	令和4年5月27日、下請として入場した秋田県鹿角市の解体工事現場で、脚立を使用しダクトの解体作業をしていたところ、脚立から転落する災害が発生したことについて、大館桂工業株式会社の現場代理人ほか2名は、元請事業者である株式会社石川組の現場代理人と共謀して虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。このことにより、令和7年4月21日に労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、令和7年6月24日、大館桂工業株式会社に対し罰金20万円、現場代理人ほか2名に対し罰金10万円の判決が確定した。 措置要領別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
25	株式会社石川組 秋田県鹿角市	自 令和7年9月5日 至 令和7年10月4日	東北	令和4年5月27日、秋田県鹿角市の解体工事現場で、下請事業者である大館桂工業株式会社の労働者が脚立を使用しダクトの解体作業をしていたところ、脚立から転落する災害が発生したことについて、元請事業者である株式会社石川組の現場代理人は、下請事業者の現場代理人と共謀して虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。このことにより令和7年4月21日に労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、令和7年6月24日、株式会社石川組の現場代理人に対し罰金20万円の判決が確定した。 措置要領別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)